

【公印省略】

事 務 連 絡
令和2年7月30日

大牟田市介護支援専門員連絡協議会
会 長 林 洋一郎 殿

大牟田市保健福祉部福祉課
介護保険担当課長 吉澤 恵美

令和2年7月豪雨災害に伴う要介護及び要支援認定有効期間の特例について（周知）

平素から介護保険行政に対しましてご理解ご協力をいただきありがとうございます。
す。

さて、標記のことにつきまして、厚生労働省より別添のとおり通知がありました
ので、事業所等への周知をお願い致します。

なお、対象となる方がいらっしゃいましたら福祉課 介護認定担当までお問合せ
いただきますようお願いいたします。

【担当】大牟田市福祉課介護認定担当
TEL : 0944-41-2683

老発 0717 第 1 号
令和 2 年 7 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和二年七月三日からの大雨による災害に対処するための要介護認定有効期間
及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の施行について

令和二年七月三日からの大雨による災害に対処するための要介護認定有効期間
及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 142
号。以下「特例省令」という。）が本日公布及び施行されたところである。

改正の主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係
者、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。

記

1 特例省令の内容

(1) 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第 1 項関係）

令和二年七月三日からの大雨による災害に際し災害救助法（昭和 22 年法
律第 118 号）が適用された市町村の区域内に住所を有する被保険者に係る
要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間については、従来の期間に新
たに 12 月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算できること。

(2) 当該措置の対象について（第 2 項関係）

当該措置は、令和 2 年 7 月 3 日から令和 3 年 6 月 30 日までの間に第 1 項
の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援
認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

公布の日（令和 2 年 7 月 17 日）